

警備仕様書

1 警備対象施設

- (1) 所在地 : 山口県下関市豊浦町大字川棚字田嶋前 7112 番地 4
(2) 対象施設 : 下関市豊浦コミュニティ情報プラザ

※以下、委託者を「甲」受託者を「乙」とする

2 業務内容

機械警備による警備

- (1) 火災・盗難および特定の異常状態の感知
(2) 事故確知時における関係先への通報・連絡
(3) 警備実施事項の報告

3 警備

- (1) 警備開始基準時間

19 時 00 分から

- (2) 警備終了基準時間

土曜日及び日曜日以外の日にあつては 7 時 00 分まで、土曜日、日曜日及び祝日にあつては 7 時 30 分まで。

4 警備仕様

- (1) 警報装置

ア 感知器は、原則として立体及び面警戒センサー・超音波センサー・熱感知器のいずれかを使用すること。

イ 施工にあつては、統一的総合的に設置作業を実施するとともに、特に施設の美観を損なうことのないよう配慮すること。

ウ 送信回線

送信回線は、機械警備専用回線を設置し、それに要する経費は乙が負担する。また、次のとおり断線監視システムの採用も認める。

(ア) 断線監視システムの採用に係る送信機等の設置は乙が行い、それに要する経費も乙が負担すること。よつて、断線監視システムに係る機器一式は、機械警備機器と同様に乙の所有とする。

(イ) 断線監視システムにおける機器の使用料金、また断線監視料金については、機器の所有者である乙が負担するものとする。

(ウ) 機械警備装置のセット、解除及び異常発生時の信号送出による電話料金は一般回線を使用するが、フリーダイヤルを利用するなどして乙が負担するものとする。

(エ) 断線監視システムは、専用回線と同等の機能を有することを条件として採用するので、当該システムの採用により機械警備上何ら不備が生じないよう万全を期すこと。

(2) ガードセンター

警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持すること。

(3) 機動隊

ガードセンターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

5 異常事態発生時における乙の処置

(1) 乙は、警報受信装置により甲の警備対象に異常事態が発生したことを感知したときは、機動隊を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。

(2) 警備対象に到着した機動隊は、異常事態を確認後、ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。

(3) あらかじめ定められた甲の責任者又は緊急連絡者へ連絡する。

6 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

7 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲乙相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取扱い保管する。

8 警報装置の保守点検

警報装置の保守点検は、乙の責任において実施し、警備完了事項の報告と同様書面にて報告すること。

9 その他

警備の実施にあたり、この警備仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上